

河川法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（流水占用料等の額の基準等） 第十八条（略）</p> <p>2 法第三十二条第一項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（流水占用料等の額の基準等） 第十八条（略）</p> <p>2 法第三十二条第一項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。</p> <p>二・三（略）</p>